

## 平成30年度

### 第10回和歌山市農業委員会議事録

日 時 平成30年4月10日（火曜日） 13時00分 開会  
場 所 和歌山市農業委員会会議室

報告事項	農地法第3条の3第1項の規定による届出について
報告事項	農地賃貸借契約等登録台帳の賃借人名義変更について
報告事項	農地賃貸借契約等登録台帳からの抹消について
報告事項	農地法第18条第6項の通知について
報告事項	和歌山市農業委員会事務局処理規程の一部を改正する規程
報告事項	農地法第4条第1項の規定による農地転用届出について
報告事項	農地法第5条第1項の規定による農地転用届出について
報告事項	農地法第5条受理通知書の返納について
報告事項	農用地利用配分計画の認可について
議案第1号	和歌山市遊休農地解消対策事業に伴う遊休農地の証明願について
議案第2号	農地法第2条の農地でない旨の証明願について
議案第3号	農地法第3条の規定による許可申請について
議案第4号	農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について
議案第5号	農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について
議案第6号	農用地利用集積計画について
議案第7号	農地賃貸借契約等登録台帳からの抹消願について

出席委員（19名）

1 番	宇治田清治	1 1 番	和田 好夫
2 番	山本 宏一	1 2 番	藤井 高
3 番	土橋 ひさ	1 3 番	廣井 伸多
4 番	有本 太一	1 4 番	辻本 傑
5 番	曾根 光彦	1 5 番	吉川 松男
6 番	坂東 紀好	1 6 番	大河内壽一
7 番	吉中 雅三	1 7 番	山本 茂樹
8 番	湯川 徳弘	1 8 番	谷河 績
9 番	藤井 幹雄	1 9 番	中村 弘
1 0 番	岩橋 章		

欠席委員（0名）

出席職員

農業委員会事務局

局 長	田村 佳紀
課 長	奥谷 知彦
副 課 長	清滝 篤樹
班 長	中川 拓哉
企 画 員	井口小都美
事務副主任	殿元 輝之
事務副主任	東 健太
主 事	河原 千春

13時00分 開会

◆田村局長 定刻が参りましたので、第10回農業委員会総会の開催をさせていただきます。谷河会長よろしくお願ひします。

◆会長（谷河 續） ただいまより、第10回農業委員会総会を開会いたします。

出席委員は19名中19名で、定足数に達しておりますので総会は成立しています。

去る3月28日、土橋委員、有本委員、吉川委員さんによりまして現地調査並びに事情聴取が行われています。後ほど報告方よろしくお願ひします。

また、農業委員会会議規則第17条第2項に規定する議事録署名委員は、辻本委員、吉川委員にお願ひします。

それでは報告事項より始めさせていただきます。

報告事項 農地法第3条の3第1項の規定による届出について説明いたします。

◆河原主事 番外 説明いたします。

本件は、農地法第3条の3第1項の規定による届出があったもので、8件ありました。内容は全て相続による所有権の取得です。なお、No7の権利取得者は他府県の方となりますが、岩出市の共有者が耕作します。また、本届出に対して受理書を交付しておりますが、本受理書は権利の移動等の効力を発生させるものではありません。以上です。

◆会長（谷河 續） この報告事項について、ご了承いただけますか。

「ハイと言うものあり。」

それでは、ご了承いただけたことといたします。

報告事項 農地賃貸借契約等登録台帳の賃借人名義変更について説明いたします。

◆清瀧副課長 番外、説明します。農地賃貸借契約等登録台帳の賃借人の名義変更が1件ありました。以上です。

◆会長（谷河 續） この報告事項について、ご了承いただけますか。

「ハイと言うものあり。」

それでは、ご了承いただけたことといたします。

報告事項 農地賃貸借契約等登録台帳からの抹消について説明いたします。

◆清瀧副課長 番外、説明します。調査の結果、農地賃貸借契約等登録台帳の適正管理に伴う事務手続きの特例措置に関する要綱に基づく案件が9件ありました。

No1は、・・・の・・・に位置し、平成・・・年に不動産登記法第14条に定める地図作成時に・・・番に合筆され地目も境内地になっております。現況についても、境内敷地であり、過去に遡っても耕作の実績が確認できない状況です。

No2は、平成・・・年に地目変更され雑種地となり・・・の駐車場となっております。また、所有権も移転され、耕作についても確認できない状況です。

No3は、土地台帳によると明治の登記当初より宅地であり、その後農地の地目に登録された記録はありません。所有者履歴も台帳登録の・・・氏が所有した記録もなく、更に現地は耕作状態になく過去に耕作された様子もありません。これらのことより当初より誤記されたものと考えます。

No4は、平成・・・年に法務局が不動産

登記法の地図作成に伴い平成・・年に地目が変わったとして宅地に地目変更されており、現況も家が建っています。また、小作人の住所の記載もなく、名義変更の手続きもされていないため、特定できない状況です。宅地となつてからかなりの時間が経過していると思われまふ。

N o 5 は、平成・・年に地目変更され地目が宅地となり共同住宅が建つており、それ以前は舗装された駐車場で、昭和・・年の航空写真では資材置場となつておりました。また、台帳記載の小作人も特定できず名義の変更等の手続きもされておらず、この間も耕作された様子もありません。

N o 6 は、土地台帳によると昭和・・年より宅地であり、その後も農地の地目に登録された記録がなく、所有者履歴も台帳登録の・・・氏が所有した記録もありません。さらに、現地は耕作状態になく過去に耕作された様子もありません。このため当初より誤記されたと考えまふ。

N o 7 は、昭和・・年に農地法第5条の許可にて宅地となつているため、台帳の抹消漏れがあつたものと思われまふ。現況も市道・・号線と住宅や修理工場などの宅地となつておりました。

N o 8 は、いくつかに分筆されており、昭和・・年や昭和・・年に地目変更されて宅地となり、住宅が建つておりました。・・番・・、・・番・・は地目が畑となつていますが、現地は長屋住宅で建物登記上、昭和・・年新築となつておりました。また、すべての地番が・・年以上農地として使われた形跡もありません。

N o 9 は、いくつかに分筆されており、平成・・年に法務局が不動産登記法第14

条の地図作成に伴い宅地や雑種地に地目変更されており農地地目のものはありません。小作人も住所が記入されておらず、名義変更の手続きもされていないため特定することができない状況です。また、現況についても家が建つており農地性はないと考えられます。

上記理由によりそれぞれ台帳より抹消するものです。以上です。

◆会長（谷河 績） この報告事項について、ご質問等ありませんか。

◆7番（吉中雅三） 適要中の不動産登記法第14条の地図作成とは地籍調査のことですか。

◆清瀧副課長 番外、説明しまふ。地籍調査は市の行う事業であり、法務局が行う不動産登記法第14条の地図作成と内容的には似ていますが、適用する法律が異なります。以上です。

◆会長（谷河 績） ほかにご質問はありますか。ないようですので、この報告事項について、ご了承いただけますか。

「ハイと言うものあり。」

それでは、ご了承いただけますことといたします。

報告事項 農地法第18条第6項の通知について説明いたします。

◆清瀧副課長 番外、説明しまふ。本件は、農地法第18条第6項の賃貸借の合意解約通知が4件ありました。なお、N o 1、N o 4については利用権の解約です。以上です。

◆会長（谷河 績） この報告事項について、ご了承いただけますか。

「ハイと言うものあり。」

それでは、ご了承いただけますことといた

します。

報告事項 和歌山市農業委員会事務局処務規程の一部を改正する規程について説明いたします。

◆井口企画員 番外 説明いたします。

本件は平成30年4月1日付けの人事異動に伴い、当農業委員会事務局に副課長が配置されたための所要の改正です。

改正の内容は、組織、掌理事務及び代決等に関する副課長の規程を追加し、課長の専決事項を改正するものです。

平成30年4月1日に専決し、同日施行しております。以上です。

◆会長（谷河 績） この報告事項について、ご了承いただけますか。

「ハイと言うものあり。」

それでは、ご了承いただいたことといたします。

報告事項 農地法第4条第1項の規定による農地転用届出について説明いたします。

◆殿元事務副主任 番外、説明します。

本件は、農地法第4条による市街化区域内の農地転用の届出で4件ありました。平成30年3月19日付、29日付で受理通知書を交付しています。以上です。

◆会長（谷河 績） この報告事項について、ご了承いただけますか。

「ハイと言うものあり。」

それでは、ご了承いただいたことといたします。

報告事項 農地法第5条第1項の規定による農地転用届出について説明いたします。

◆殿元事務副主任 番外、説明します。

本件は、農地法第5条による市街化区域内の農地転用の届出で16件ありました。平成30年3月9日付、19日付、29日

付で受理通知書を交付しています。

なお、No7、8、9、15は開発許可済です。また、No5は使用貸借権設定です。またNo3、12は賃貸借権設定です。No5については一時転用でもあります。

以上です。

◆会長（谷河 績） この報告事項について、ご了承いただけますか。

「ハイと言うものあり。」

それでは、ご了承いただいたことといたします。

報告事項 農地法第5条受理通知書の返納について、説明いたします。

◆殿元事務副主任 番外、説明します。

本件については、農地法第5条による市街化区域内の農地転用の届出に係る受理通知書の返納が1件ありました。

平成29年12月19日付で、受理通知書を交付しましたが、当初予定していた譲受人との協議が整わず、契約解除となったため返納するものです。以上です。

◆会長（谷河 績） この報告事項について、ご了承いただけますか。

「ハイと言うものあり。」

それでは、ご了承いただいたことといたします。

報告事項 農用地利用配分計画の認可について、説明いたします。

◆河原主事 番外、説明いたします。

本件は、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第4項の規定に基づき、県知事より認可されたもので、9件ございました。面積は田が23,757㎡、畑が717㎡で、合計24,474㎡です。

なお、No1、No2は2月23日付、No3からNo9は3月16日付で県知事

による認可済みです。以上です。

◆会長（谷河 績） この報告事項について、ご了承いただけますか。

「ハイと言うものあり。」

それでは、ご了承いただけたことといたします。

議案第1号 和歌山市遊休農地解消対策事業に伴う遊休農地の証明願について提案いたします。

◆河原主事 番外、説明します。

机上に対象農地の写真を配付しておりますのでご覧ください。

本件は和歌山市遊休農地解消対策事業補助金交付要綱第5条の規定に基づいたもので、補助金の交付申請にあたり遊休農地証明書を添付する必要があり、借受予定者から証明願が1件ございました。対象農地は畑のみで面積は2,764㎡です。遊休農地証明書交付の可否についてご審議願います。

なお、対象農地については議案第6号No1で利用権の設定を上程しております。以上です。

◆会長（谷河 績） 議案第1号について、説明が終わりましたが、この議案について、何かご意見、ご質問ございませんか。

「異議なし、との声。」

ご意見、ご質問がないようでございますので、議案第1号は可決と決定しました。

議案第2号 農地法第2条の農地でない旨の証明願について提案いたします。

◆東 事務副主任 番外、説明します。

本件につきましては、非農地証明の交付基準に基づき、証明願の提出が2件ありました。No1 昭和・・・年頃より通路として利用している。No2 昭和・・・年以前

より宅地として利用している。

また、No1、2については、非農地証明の交付条件（5）の土地であって（7）及び（8）の条件を満たしていると思われまます。以上です。

◆会長（谷河 績） 議案第2号について、説明が終わりましたが、この議案について、何かご意見、ご質問ございませんか。

「異議なし、との声。」

ご意見、ご質問がないようでございますので、議案第2号は可決と決定しました。

議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請について提案いたします。

◆東 事務副主任 番外、説明します。

本件は、農地法第3条の規定に基づく許可申請で4件ありました。

No1からNo4については、調査の結果、耕作等に支障がないこと、当該農地の権利を取得しようとする者は、下限面積要件を満たし、その取得後においてすべての農地を効率的に耕作を行い、農作業に常時従事すると認められるなど、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしています。以上です。

◆会長（谷河 績） 議案第3号について、説明が終わりましたが、この議案について、何かご意見、ご質問ございませんか。

「異議なし、との声。」

ご意見、ご質問がないようでございますので、議案第3号は可決と決定しました。

議案第4号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について提案いたします。

この議案につきまして、No5を先議とさせていただきます。湯川委員一時退席お願いいたします。

議案第4号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について提案いたします。

この議案につきまして、No5を先議とさせていただきます。事務局より資料を配付いたします。

◆東 事務副主任 番外、説明します。

No5 申請地は、川永地区・・・、川永小学校の・・・mに位置し、水道及びガス管の埋設された道路の沿道区域で、500m以内に2つ以上の教育施設等があるため、第3種農地に該当します。現在、申請地近隣の農地を自動車修理工場が修理車の保管場所として利用しています。保管されている修理車が交通の妨げとなっており、それらを移動させるため、貸資材置場として転用するものです。なお、本申請地は平成29年6月に3条許可取引にて農地として所有権移転がされた土地です。

本申請については、吉川委員、有本委員により現地調査並びに事情聴取を行っておりますので担当の委員さんから報告があります。

◆会長（谷河 績） 吉川委員、No5について説明をよろしくお願いします。

◆15番（吉川松男） 議案第4号のNo5について説明します。先月の28日に有本委員と事務局の東さんと私で現地調査と事情聴取を行いました。

申請人は・・・であり、申請地は・・・他・筆の合計・・・㎡です。

現地は国道バイパス沿いで3種農地であり、隣接の農地の同意書もあるため問題ないものでありますが、そもそも今回事情聴取となった理由は3条許可を受けて1年も経たないうちに農地転用を行う事であった

ので、その事情を中心に聞き取りました。

机上配付された資料をご覧ください。

今回の申請地のバイパスを挟んで南側に違反転用農地があり、ここが近くの自動車修理工場の修理自動車置き場となっており、交差点内の見通しが悪くなり、通学路を通る子供との接触事故になりかけた事が何回かあったそうで、地元で危険だという声が出てきたそうです。

そこで、申請者である・・・さんが自ら自動車修理工場と話しをつけ、違反転用地の車を申請地に移してもらい、見通しを確保したいとの事でした。

事情はこのような事でしたが、「日頃3条の申請者に対して最低でも3年以上は耕作するように指導している中で、指導する立場にある委員自らそれを破るのは良くないのではないか」と何度も進言しましたが、申請者である・・・さんは地元のため今回の申請を行うので是非転用をさせてほしいとの事でした。

本人の意思も堅かったので、地元からの要望に応じて転用したいと言うならば、私としてもこの場で説明する必要がありますので、せめて地区の・・・または・・・の・・・からの嘆願書ぐらひは添付してもらわないと私からは説明しにくい、と申し上げました。その後、嘆願書の提出はありましたか。

◆清瀧副課長 番外、説明します。平成・・・年・・・月・・・日付で・・・さん、・・・さん、・・・さんの連名で嘆願書が提出されております。以上です。

◆15番（吉川松男） 嘆願書の提出はありましたが、この件に対する皆様方のご意見をお伺いしたいと思います。

また、違反転用地について責任をもって指導してもらえるのか聞いたところ、・・・の・・・らしいのですが、地主は変わり者なので一筋縄でいかないと言葉を濁していました。

私の行った聞き取りでは以上のようにでしたが、委員皆様の慎重なご審議をいただきたいと思えます。以上です。

◆会長（谷河 績） 議案第4号のNo5の説明が終わりましたが、質問等ございませんか。

◆11番（和田好夫） 3条許可申請時の添付書類の誓約書を読み上げてください。

◆清瀧副課長 ただいま用意します。しばらくお待ちください。

◆9番（藤井幹雄） 先ほどの説明では交差点内の見通しが悪く通学に支障があるとのことでしたが、2枚目の写真を見たところ、気になるのが歩道なのか道路であるのか、公共用地に車を置いているのではありませんか。

◆清瀧副課長 番外、説明します。

現地を事務局で確認したところ、2枚目の写真のコンクリート部分が今回の違反転用部分でアスファルト部分が道路区域となりますので、車を置いていることと違反転用とは直接関係ありません。

また、誰が車を置いているのか確認できない状態です。

◆9番（藤井幹雄） それを前提に意見を述べさせていただいてよろしいでしょうか。

先ほどの通学路の見通しが悪いということ考えると、違反転用のところに車を置いたから見通しが悪くなる、という問題ではないのではないかと感じます。つまりここは多分道路区域、道路法上の問題になっ

てくる。道路上に修理の車かどうかわかりませんが、こういうものが置かれているという現状において通学に支障が生じるという関係になっているのではないのか。

もう一つ、ここにゴミ箱のみたいなものが置かれているが、これが地区のものであれば地区がこれをこういうところに置くことがどうかという問題になるのではないのか、またこれが私物であれば道路法上の不法占有になるか、道路法上誰に権限があるのか、道路法を見ればわかると思うのですが、そこにおいて撤去命令、しないのであれば行政代執行というところまでできるはずですので、そういう行政上の手続きをきちんと、これは農業委員会ではないところが適切に権限を行使すべき問題が今回に含まれていると思います。

そうなってくると、違反転用をどうするかは、この申請とは別に農業委員会としてどのような方策をとるかというのは次に検討すべきであると考えますが、先ほど言った川永地区の公共の、地域のために、資材置場をこの代替地にどうしても移転しなければならないのかどうかということになると、農地法との関係から言うと、少し飛躍があるのではないかという意見です。以上です。

◆会長（谷河 績） 先ほどの和田委員からの誓約書についての件ですが、誓約書または理由書はありましたか。

◆東 事務副主任 番外、誓約書と理由書の両方がございます。誓約書を読ませていただきます。

物件 和歌山市・・・番 田・・・㎡  
上記物件に係る農地法第3条の規定による許可申請については、許可のとおり自分



で耕作を行い、小作、休耕地等、他の目的等には絶対に使用いたしません。

また、自作地として取得後、最低3年以上当該農地の最大の効率を上げるべく耕作に専念することを誓約します。

平成・・・年・・・月・・・日 和歌山市・・・番地・・・でいただいております。会長宛です。

◆会長（谷河 績） 3条許可申請時の誓約書の内容でした。よろしいでしょうか。

◆11番（和田好夫） 明らかに誓約書の内容に違反していると考えます。最低3年間耕作すると署名捺印されています。皆様のご意見をお伺いしたいです。

◆2番（山本宏一） 3年間耕作しなければならぬし、誓約書まで入れているから当たり前の話しやけど、ただ吉川委員の説明をお聞きする中で、困ったなと思ったんやけど。

子供の通学路になっていて子供の安全と言われたとき、これに限らず子供の安全を人質にではないけれども、理由に持って来られた時に、全部あかんのか、となったらさ。私が危惧するのは、万が一この違法転用に置いている車が出入りする時に通学路の子供と接触したりけがをしたといった場合、どうして代替地の転用ができなかったのかと地元から我々が言われた時のことを考えると頭が痛いな、と思うだけの話で。

理由として子供の安全を持ってこられた場合、往生するなど。

◆16番（大河内壽一） でも、違反転用したところを何とかするのは我々だけの問題ではないですよ。

◆9番（藤井幹雄） 今回の場合、違反転

用と子供の安全は直接関係ありません。

◆2番（山本宏一） 違反転用がいけないのは当然のこと。重要なのは、違反転用に車の出入りがあり、これが通学路と重なっているため子供の安全上の問題があるとの要望が・・・をはじめ地元からあったということです。

◆16番（大河内壽一） 大体、違反転用地の車をどかせてしまえば通学路は安全になるのでしょうか。

◆9番（藤井幹雄） 子供の通学路の安全については、道路区域に車や私物を置いていることが問題なのであると考えます。

犯罪とまでは言えないとは思いますが。

◆2番（山本宏一） 私が申し上げているのはこの土地に車が出入りするときの危険性であって、道路に車があるかどうかは関係ないではありませんか。

◆9番（藤井幹雄） 山本先生がおっしゃったことを一般化した場合、通学路に面した駐車場の出入りが危険であることは、ここに限ったことではないはずですよ。

◆2番（山本宏一） 私が申し上げているのは通学路に面した土地に車が出入りする危険性に関して、地元からの声があるということです。最低3年間耕作というのを守らなければなりません、代替地の転用ができず、万が一子供さんに何かあったとき、農業委員の一人として辛いな、と申し上げただけです。

◆15番（吉川松男） 私からも厳しいことを申し上げましたが、私も地区の・・・をしているのでわかるのですが、当該・・・に確認したところ、・・・と・・・が嘆願書を持ってこられたので署名・押印したが、内容の詳細を把握してい

るわけではないとのことでした。

・・・と現場で話した際、他に適当な代替地はないのかと尋ねました。

修理の車を国道・・・号線の広い道の交差点を越えて移動させなければならなくなるので、板金業者にとっても余計に不便になるのではないかと、危険ではないかと伝えました。

◆2番(山本宏一) 板金業者も不便でしょう。もっと近くに適当な土地があるのではないかと。ない場合でも2年の間待てばいいのではないかと。自分たちで決めた約束事を自分で破ることはあってはならないこと。

ただ、2年強の間に万が一のことがあった場合、代替地の転用ができなかったせいだ、と言われた場合辛い、ということですね。

◆14番(辻本 傑) 少し大切な視点がずれているのではないかと、この備考欄に書かれているのがずっと引っかかっているんです。

ここに3年以内と。この農地法のどこにこういう誓約が出ているのですか。この法的根拠はどこにあるのですか。

◆清瀧副課長 この3年以内という数字がどこにあるかと、これははっきり申し上げてございません。むしろ3条で取得した場合はずっと農地として利用していくべきものであり、それにもかかわらず、一時の事なんです。バブル時期であれば土地転がしのようにやられた経緯がある。こういう経緯を踏まえて委員会で、やむにやまれぬ事情があるのであれば、せめて3年ぐらいはやってもらいましょうと、それが農家としてはそれぐらいが筋ではないかということ。で今までずっとやってきたという経緯があ

ると。ですから3年という根拠はないのですが、本来はずっとやらなければならないと、これはもっと重いものだと思います。

◆14番(辻本 傑) その点についてはよくわかりました。世の中というのは絶えず事情が変わりますから、この3年以上耕作しますと、こういう風に言っている、ある日に事情が変わって転用せざるを得ない事情が出てくるかもしれない。私はこの案件についてとやかく言っているのではないのです。私は自分の勉強のためにちょっと聞いているのですが、農地法上、この3年誓約というのはどこにあるのですか、3年以内の転用はだめだということが。

◆清瀧副課長 3年という数字は載っていません。ずっとするという事になっています。

◆14番(辻本 傑) そうでしょう、だから私も先ほどから言っているように、別にこだわっているわけではないけれども、世の中というのは事情が変わるから、だから申請が提出されたらそれをどのように扱うかという問題でしょう。先ほどからずっと議論を聞いているのですが、この備考のところを書いているこの部分ばかりの議論になっている。しかし本当にそれでいいのですか。これを県に進達するでしょう、今までの事例から言えばオッケーとなって返ってくるでしょう。そうすれば和歌山市と県とでダブルスタンダードになりますよね、いわゆる考え方に差があるわけですね。私は県の考え方の方が法律上は筋が通っていると思うのです。そして我々の言うことは法律上筋が通っていない、どこにも3年以内の転用は認めないと法律上どこにも書いていないじゃないですか。あの3条なり4条

の転用の要件とか見てもどこにも書いていないじゃないですか。

◆10番（岩橋 章） この3年というのは自分たちで決めた内規というか、自分たちがそういうように指導しましょうということで、皆さんが納得して、了解して決めたことでもありますから、個人個人の意見でそれを変更すると、やはり皆さんに諮った上で変更すべきものだと思うのです。

だからそのことに対して今この場でいろいろ意見を出す場であればあれですけど、また別の機会に議論をして、今はこの3年ということが実際に内規としてあるということ为前提として議論していかなければならないのではないかと。

それともう一つは、この場所が先ほど藤井委員さんもおっしゃっていたように、この歩道というのが割と広いんです。この歩道のところに立って子供たちが周りを見渡したら、右も左も周り全体を見渡せる視野の広いところなんです。反対側の部分まで。その場所が、歩道が広いのに、そこに車があるから見通しが悪くなっているという訳で、急にこういう、この場所が造られたのは、このバイパスが造られた当時ですから、もう何十年も前からこの状態で、急にその見通しが悪くなった、その緊急性とか合理的に不都合ができてきたとかというものでもないから、そういうことを踏まえて、歩道に車とか障害物がなければ、十分通学に気を付けて通学しなければいけない場所ではあるが、今緊急にそういう差しさわりのあるものではないと思います。

一応、3年耕作に専念するということが本人が届出をし、この総会の場でも決まっているので、私はこれは許可できない、不

許可相当だと思います。

◆会長（谷河 績） 今の岩橋委員さんのお話なのですが、平成18年3月第9回の農業委員会総会で3年ということの決定が議事録にも載っています。

◆14番（辻本 傑） 私も自分の勉強のために聞いているのですが、皆さんと目くらまして議論するという気はないのですが、教えていただきたいのは、3条なり4条に3年以上云々という規制がないのに、その内規と法律、どちらが優先するのですか。それを聞きたいのです。

◆9番（藤井幹雄） 今の議論を聞いていて、そもそも考え方の基本をどこに置くのかということが皆さんバラバラになっていると思うのです。

今回のように4条の申請が出てきたとき、申請があれば無条件で許可するのが基本なのであれば、許可できない場合にはその理由を検討していけばいいと思うのです。

それどちらなのでしょう。

私はどちらかということ農地法の考え方から言って、4条の許可を認めるのであれば、それなりの理由があるときのみ認める、認めないのが原則で、認めるのが例外という考え方に立っていると、農地法というものはそういうことじゃないのか、ということが私の理解しているところです。

そうすると今回認めなければならない特別な事情があるかどうかということを検討すべきであって、その中で特別な事情の中の一つが3年以内かどうかということが要素となってくる。

当然3年以内であったとしても、その他に認めなければならない事情が大きければ、その3年という比率が下がって

る。物事の事情の軽重の判断ですよね。

考え方の順序としてはそういう形になってくるのではないかと私は思います。

◆会長（谷河 績） 事務局はなぜこの申請を受け付けたのか、その経緯を説明できますか。

◆清瀧副課長 説明いたします。事務局としては当然申請があれば受け付けざるを得ないと。そして受け付けるにあたって、我々としてもできれば委員会として、先ほど辻本委員からも3年誓約の部分でのお話もありましたけれども、私どもは3年とは思っていません。

3条で取得した場合は、ずっと耕作をやっていたきたい。その中で、指導している中で、あえて申請するのは委員の立場としてどうかと、その委員の立場として自分たちで農地を守ろうと、和歌山市農業委員会としては農地を守ろうと、先ほど藤井委員もおっしゃったように、農地法というのはやはり日本の食糧の根幹である農地というものを守っていかないと社会全体が成り立たないという大原則のもとになっているものですから、これは当然認めないというのが原則です。

ただ実際問題として辻本委員もおっしゃったように時代が変わって認めていっている部分もあるとは言え、それであればもう農業委員会はいらないじゃないですか。ですから地域の実情実態見たとき、例えば新潟と和歌山では地域性が違うと、だからこそこういうように議決を経て、許可するか許可しないのかということを決めているということです。

これについては議論をして、その部分については自由にしていけないのではないかと、

そして県と市のダブルスタンダードになるのではないかという話もあるのですが、和歌山市農業委員会の意見というものはあってしかるべきだと思います。その結果、県とダブルスタンダードが生じたという結果になったとしても、それは残念なことではありますけれども、やはり和歌山市としての地域の実情、意見というものは発すべきではないかと考えております。

そういうことを踏まえて申請を出す前には、思いとどまってもらえないかということは何回も、3か月近くですか、この話が初めて出たのは夏ぐらいでした、それから半年近くなりますか、その時から何度も申し上げたのですが、なかなかご本人の意志が固くて、本人は申請したいと、申請したいとなれば受けざるを得ないと、その結果審議せざるを得ないということで、今日この場に至っている次第です、以上です。

◆14番（辻本 傑） 私は何も認めるとか認めないとか、そういうことを言っているのではないのです。先ほどから言っているとおりで、教えてほしいのは、農地法には3年云々という記述はどこにもないのです。

もう一つ、内規とはどういう性格を持つものですか、内規というのは広く和歌山市民に全部周知されているのですか。

◆会長（谷河 績） 3年云々というのは先ほども言っております。

他にございませんか。

◆2番（山本宏一） 先ほど藤井委員が、あるいは辻本委員も副課長もおっしゃっていますが、基本的には農転は原則としては出来ないものなのです。

3年であろうが100年であろうが生き

ている限り耕作していくというのが原則で、その上で認めてきたことですから。

だから3年というのはひとつの目安であって、平成18年ですか、農業委員会の議事録に載っていたということですが、それを含む問題の一つの要素であるかもしれませんが、そうじゃなくて、農地を我々は農地を守らなければならない。その農地を転用する時には、それ相当な理由がなかったらだめですよって。

その僕が危惧するのは、それ相当な理由が3年と定めることで軽くなってしまわないかな、という思いがある。

例えば4年間耕した場合、「ちゃんと3年以上耕したので認めてください。」ということになってしまわないか。

本来なら認めにくいような事情があったとしても、我々としては認めるか認めないか、先ほどから辛いつて言っているのは子供の安全つて言われるから辛いのです。地域にとっての事情云々でね、これが3年であろうが4年であろうが、内規であろうが、議事録であろうが我々が決めた事です、決めた事を守ってもらおうと思って言っているわけですから、その都度。

それは辻本委員さんが言っている和歌山市民全市に周知しているわけではなく、そんなタイミングでね、それぞれの方をお願いして「少なくとも3年以上は耕作してもらわなければなりません。」つて言うお話を我々農業委員会としてはお願いしているわけです。

それを自ら破るといふ事については、確かに如何なものかというところはあるけど、農地法4条の農転については、おっしゃるとおり3年とはどこにも書いていません、

原則はずっと耕作してくださいということです。農地を守りましょうって事なのです。

だけど万やむを得ない理由がある場合、まあ今まで平成18年度の3年という議事録がある以前、ひょっとしてバブルの時と言ったら平成2年、今から27、8年前の話です。

◆16番(大河内壽一) あの頃は土地ころがしが多かったので、それを作ったのです。

◆2番(山本宏一) ですから、それは我々の内規の話ですが、だけど農地法第4条の言うてるところはそういう事ではないから、3年だろうが100年だろうがやってもらわなければなりません。

だけど、農転を許さざるを得ない理由、万やむを得ない理由をこの農業委員会で議題となって上がってきて、それなら仕方がないと言う結論になったら3年だろうが1年だろうが認めることになる。

その時「3年未満ですよ」ということになったりしないか、逆に言うと3年と3か月やったら何でもOKとなるのか、そうなんでも困りますから。それは農地法の予定するところではないです。農地法はずっと耕作してほしいのです。そうでしょう。

だけど3年耕作したから免罪符みたいになって、いつでもOKですよということになっても具合悪いです、そうではなくて農転するにはするだけの事情があつて、我々の農業委員会も納得するような、これは仕方がないなつて言うような場合に限られるのではないか。

例えば大震災か何かあつて、そこの田んぼが断層でずれてどうしようもないから、これ田んぼとしては無理ですというような

場合に、これは農転出来ませんって言う訳にはいかないでしょう。

だから、我々はどこに例外を認めるかという事を議論しておかなければいけないのであって、もちろん3年は3年で大事です、自分達で決めたことですから、それを3年で根拠出してきただけでは、ちょっと足りないのではないかと思うだけの話です。

◆6番（坂東紀好） 僕も先ほどから皆さんの意見を聞かせてもらって、基本的にはもちろん我々農地法の関係で、その農地法に基づいてやっていく、これが筋かなと思います。

その中で3年という内部の一応の基準として、事情があるなかで縛っている、それもさっきから聞いていてあるのでしょうか、今回議論する中で基本はそうなんです、今言われたように正当な理由として我々が和歌山県へ言って行けるのか、この案件に正当な、しっかりとした理由付けをして、第三者から見ても農業委員会の言うとおりで、転用を認めていいですよ、となるか、その理由の中身、先ほど言っていた子供の交通の関係とかある部分の件もあって、それで客観的に見て認められる自信があれば、事由があれば、僕は上げていったらいいと思いますが、この理由ではちょっときついで、という話になれば、先ほど先生も言われたとおりに、そしたら一方では違反転用の関係を変に守っていくという立場に入っていく事になってくるので、この違反転用は転用で和歌山市に権限なくて、徹底的に守っていかなく、行政ぐるみであって、この分終わらせていくことと別個に考えていかなければ、違反転用を見逃していく立場、スタンスになったら、これはまたおか

しな話になってきますんで、それは別として、その正当な理由が皆さんが賛同していけるならば、基本は農地法守っていく、農地法に基づいてやっていくのですが、けど例外規定の中でこの案件については皆さん方がどうしても正当な理由であればよし、これは正当な理由にならん、そのどっちかの結論かなと思うのですが。

◆9番（藤井幹雄） 何度もすみません、9番藤井です。先ほど、坂東委員さんおっしゃられたように、3年かどうかはあまり意味がないと、これ4年でも認めていいかどうか我々考えなければならぬ問題だとおもっているんです。あるいは10年でも。

その時に、吉川委員さんのご説明にあった理由によると、どちらかと言うとこの今の占有者というのですかね、この違法行為があるから、問題が起こってくるわけです。

この問題を解決するために他の手段ではなくって、他の、例えばこれは違法行為を行っている違法行為の是正ということの本来させなくてははいけませんけど、それではなくって、別の土地で農地を4条に基づいて転用許可をすることでなければ、この通学路の安全という問題点を解決出来ないって言う事情が本当にあるのかどうかを農業委員会としては考えるべきだと思います。

つまり、他の手段があるのに、その手段を使わないで農地転用という、ちょっと言葉悪いですけど安易な方法を取っているのではないかという観点で我々は考えなきゃならないのではないかということです。

◆会長（谷河 績） ちょっと、議長として意見を言わせていただいてよろしいでしょうか。

「ハイ、との声。」

私も、2回現場へ行ってきました。  
まあ、理由書に通学道路とあります。  
学校にも、・・・の・・・にもお会いして  
きました。

通学道路として9番の藤井委員さんの言う通り、もし、違反転用の所にビルでも建てていたらどうするのかと、ゴミ置き場がありますね、写真にも。これを移設すればいいのではないのか。もし危ないものであればこれから先に移設しなければなりません。

先ほど言っている違反転用の車を置いている所、もし3階建てのビルが建ったら、それを移設するのか、出来るのかと、農業委員会で、私はそういう心配があって、2回行ってゆっくり現場見てきました。

そういうこと、3年も色々ありますけれど、実際、要るのか要らないのか、危ないのか危なくないのか、と言う事になると思います。

このゴミ置き場は集落のゴミ置き場です。

◆9番(藤井幹雄) これは占用許可を取っているのですか。

◆清瀧副課長 番外、県道区域になるので県に聞かないとわかりませんが、この規模であれば通常占用許可を取っているのが普通であると思われます。

◆会長(谷河 績) 他にございませんか。

◆12番(藤井 高) いろいろ皆さんのご意見を聞いていますが、今の件につきましては、耕作目的で3条で譲り受けたと、農地を取得して1年も経たないうちに農地転用申請を行っているということ、やむを得ない事情によるものと判断できないとして不許可相当の意見を付けて県に進達してはどうですか。

◆会長(谷河 績) 他にご意見はございませんか。不許可相当の意見を付けて県に進達してはどうかという意見ですがどうですか。

◆11番(和田好夫) 皆さん方のいろいろご意見を賜りました。各々ご意見をお持ちだと思います。ただ、時間のこともありますし、採決と言いますか、議長さんの方で取りまとめていただきたいのですが。

農業委員会の会議規則もあり、採決の方法を書いてございますが、今回の場合非常に重要であると考えますので、議長さんにお諮り頂きたいのは1番の委員さんから順次、賛成か反対か態度をはっきり示してもらおう形でお決めいただきたいと思いますが。

◆会長(谷河 績) どうですか。皆さんそれでよろしいですか。

◆7番(吉中雅三) ちょっと待ってください。採決と言うのはちょっと、議会ではないので。

◆11番(和田好夫) これは総会ですよ。

◆会長(谷河 績) 最終的には会則では同数であれば議長も入るということで載っていますので。

もう大体のご意見も出たと思うのですが。

◆16番(大河内壽一) 先ほどの藤井委員の意見で皆さん異議がないのであれば、それでいいのではないですか。

◆会長(谷河 績) 先ほどの12番の藤井委員さんの意見、不許可相当の意見を付けて県に進達してはどうかという意見ですがよろしいでしょうか。

「賛成、との声あり。」

もう挙手なしで行きますか。

「ハイ、との声あり。」

◆11番(和田好夫) やはり可否の態度

を示していただかないと。重要な案件ですので。

◆16番（大河内壽一）　そこまでしなければならぬですか。

◆11番（和田好夫）　やはりこれだけ長時間審議しているのですから。

◆会長（谷河 績）　どうですか。許可相当とすることに賛成の方に挙手してもらいましょうか。

◆2番（山本宏一）　その前に、先ほどからずっと言っているのですが、例外規定を共有しておかないと具合が悪いのではないか。

これに限らず、3年であろうが5年、10年であろうが農転やむを得ずのやむを得ない事情をどの程度であるべきか、というのを、農業委員会として共有しておかないと。

ずっと申し上げているように、何か事が起こったときに責任追及されたところで責任を取れないです、ただそれだけの話です。

もちろん、この件については皆様のご意見に賛同します。そうしたらいいと思いますが。

県と市でダブルスタンダードと言われるのであっても、トリプルスタンダードと言われるのも具合が悪いので、せめて農業委員会としては一つの意見となればそれでいいと思います。

今後とも、やむを得ない理由と言うのを、それぞれ現調行って、事情聴取で聞いて、我々がここで発表して、ある程度共有しておかないと、同じ問題が何度でも起こってくるようになってくるとも具合が悪いので。

◆9番（藤井幹雄）　山本先生のおっしゃるのもそのとおりで、できれば準則をはつ

きりとさせる、例えば3年以内というのも1つの準則、そういう準則ができればいいとは思いますが。ただ具体的な事案になると、こういう場合はどうか、なかなかいろいろなケースがあつて、具体的に当てはめる基準を作ると言うのはなかなか難しいと思います。

◆2番（山本宏一）　難しいと思います。

◆15番（吉川松男）　先ほども言っていましたように、3条で許可する際に耕作するということが決まっているのでしょ。しかしいろいろな事情もあるから、この農業委員会で最低3年耕作するということが、皆で決めているのでしょ。だからそれでいいのではないですか。こんなことだめでしょう。

◆9番（藤井幹雄）　例えば緊急性とか、そういう例外はあつていいとは思いますが、今回はそこまで至らないという判断です。

◆15番（吉川松男）　こんなのを認めてしまったらグチャグチャになってしまいますよ。もう県に不許可相当として上げましょうよ。

◆12番（藤井 高）　今回は農業委員であるからこういう問題になってきたのですよ。これが一般の方が言っているのであればそれでいいのですが、やはり農業委員としてこんなバッチを貰って付けている以上は、やはり皆で決めたことはある程度守っていくということが、私は常識であると思いますので、先ほど私が言いました不許可相当という意見を付けて県に進達してはどうでしょうか。

◆会長（谷河 績）　先ほどの山本委員さんのご意見ですが、例外規定につきまして、



今後慎重に検討していきたいと思えます。

他にご覧いませんか。

「なし、との声。」

先ほど12番の藤井委員さんのおっしゃったとおり、不許可相当の意見を付けて県に進達してよろしいでしょうか。

「ハイ、との声多数。」

それでは、そういうことにいたします。

議案第4号農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について、No5を除きまして、No1からNo4について、提案いたします。

◆東 事務副主任 番外、説明します。

No1 申請地は、紀伊地区・・・、北コミュニティセンターの・・・mに位置し、概ね300m以内に市の支所がある、第3種農地に該当します。知人より要請があったため、駐車場として転用するものです。

No2及びNo3 申請地は、山口地区・・・、山口小学校の・・・mに位置し、市街地に近接する区域内でその規模が概ね10ha未満のため第2種農地に該当します。現在ある道路は幅員が狭いため申請地を幅員拡大部分として利用し、営農の効率向上を図るため、道路として転用するものです。

No4 申請地は、紀伊地区・・・、紀伊駅の・・・mに位置し、概ね300m以内に鉄道の駅がある、第3種農地に該当します。申請者は現在の住居が手狭になってきており、申請者・・・の住居に近い当該申請地に新たに後継者住宅を建てるため、住宅及び進入路として転用の申請をするものです。なお、進入路部分については、使用貸借権設定で、議案第5号No1と関連します。以上です。

◆会長（谷河 績）議案第4号について、No1からNo4の説明が終わりましたが、この議案について、何かご意見、ご質問ございませんか。

「異議なし、との声。」

ご意見、ご質問がないようでございますので、議案第4号、No1からNo4は可決と決定しました。

議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について、提案いたします。

◆東 事務副主任 番外、説明します。

No1については、先ほど議案第4号No4と関係する住宅への進入路で使用貸借権の設定です。

No2 申請地は小倉地区・・・、紀伊小倉駅の・・・mに位置し、概ね300m以内に鉄道の駅がある、第3種農地に該当します。申請者は不動産業を営んでおり、住環境に適した場所である当該申請地を分譲住宅として転用しようとするものです。なお、開発許可申請中です。

No3 申請地は安原地区・・・、安原保育所の・・・mに位置し、市街地に近接する区域内でその規模が概ね10ha未満のため第2種農地に該当します。現在、近隣の山林に介護施設の建設が行われておりその工事のために仮設駐車場兼資材置場を設けるものです。なお、許可日から1年間の一時転用及び使用貸借権設定です。

No4 申請地は安原地区・・・、安原小学校の・・・mに位置し、市街地に近接する区域内でその規模が概ね10ha未満のため第2種農地に該当します。申請地周辺に申請者宅がありますが、駐車スペースが無いため、駐車場として転用するもので、

一部事前着工部分があり、始末書が添付されております。

№5 申請地は安原地区・・・、東池の・・・mに位置し、市街地に近接する区域内でその規模が概ね10ha未満のため第2種農地に該当します。申請者は土木業を営んでおり、事業の拡大に伴い資材置場のスペースが不足し、土地を探していたところ適地が見つかったので転用するものです。

なお、有本委員、吉川委員に現地調査並びに事情聴取を行っていただいた申請がありましたが、事情聴取にて転用の必要性について指摘した結果、取下げがあったため、議案から除いております。以上です。

◆会長（谷河 績） 議案第5号について、説明が終わりましたが、この議案について、何かご意見、ご質問ございませんか。

◆11番（和田好夫） どれが取り下げになったのか。

◆清瀧副課長 番外、議案には載っていません。

◆11番（和田好夫） わかりました。

◆会長（谷河 績） 他にございませんか。

◆2番（山本宏一） ちょっとだけ聞いていいですか。最後の5番について、この会社は・・・でしょう。遠く離れているけど、それはかまわないのか。和歌山市ではいえば、西のはてと東のはてになっているけど。

◆東 事務副主任 番外、説明します。事務所が・・・で離れていることについて、今回、理由書に記載がありました。内容としては工事の現場に近接の地域である、また、市内全域で工事を行うにあたり、この場所であることに、業務上合理性があるとの説明を受けております。以上です。

◆会長（谷河 績） 山本委員よろしいですか。

◆2番（山本宏一） はい。

◆会長（谷河 績） 他にございませんか。

◆11番（和田好夫） 議案第5号№4について、事前着工と摘要欄に記載されていますが、以前であれば、1ヶ月保留となっていました。保留なしですか。

◆清瀧副課長 番外、説明します。ここに事前着工と書いてありますが、事前着工されている部分は、農地のごく一部でありまして、全体的には、ほぼ農地となっています。ただ、触っていることには違いないので、始末書を付けていただいています。今まで行っていたような悪質なものではありません。以上です。

◆会長（谷河 績） 和田委員よろしいですか。

◆11番（和田好夫） はい。

◆会長（谷河 績） 他にございませんか。ないようですので、議案第5号は可決と決定します。

議案第6号 農用地利用集積計画について、提案いたします。

◆中川班長 番外、議案第6号について説明いたします。

本件は、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画に基づく利用権の設定で、新規の契約が36件ございました。№20、№21が賃借権の設定で、その他は使用貸借権の設定です。

また、№30から№36については農地中間管理事業による和歌山県農業公社との貸借権の設定です。面積は田が68,682㎡、畑が3,848㎡で、合計72,

530㎡ございました。

なお、No13からNo15については新規就農となり、現地調査並びに事情聴取を行っておりますので担当の委員さんより報告がございます。以上です。

◆会長（谷河 績） No13からNo15につきまして、現地調査並びに事情聴取を行っておりますので土橋委員さん報告願います。

◆3番（土橋ひさ） 3番土橋です。3月28日現地調査、事情聴取を行いました。

田村局長、中川班長、河原主事さんと私の4名です。新規に就農される方は、・・・さんという方で・・・歳です。農業に取り組みたいという動機は、2年前に自然農法で農業を行っている人と知り合いました、自分もそのような農業をしたいということで、就農希望が出ております。

今までの職業は建築業をしておりまして、その施工管理を・・・年ほどやっておりました。・・・さんの世帯は、・・・が・・・です。農業をするにあたって・・・さん本人と、・・・さん、それから・・・の・・・といずれも・・・代ですが、その二人が手伝ってくれるということです。

農業の経験はございませんが、昨年、県の就農支援センターで6ヶ月の研修を受けております。今年も6ヶ月の研修を受けたいと考えられております。

借りた農地は・・・というところで、そこに5筆あるのですが、共に地番を見ていただいたらわかるように、すぐ近くの5筆の田を借りることができています。

・・・さんとは前の建設業の仕事の付き合いから知り合ったそうで、・・・さんと親族の方が貸してあげるといって、7

3aの農地を借りることになっています。

そこでの作物ですが、お米もありますが、主には大豆と小麦の表裏ですが49aと、水稲11a、夏場にナスをというところで13aで計画されており、合計73aです。

販売先はいろいろと考えておまして、当たってはいるのですが、まず、良いものを生産するということが大事であるということで、話し合いも進めているようですが、生産することを第一にやっていきたいということでした。

農機具の保有状況は何もありませんので、トラクターと動噴と軽トラックくらいは購入して、他の農機は、リースで知り合いから借りたりしてやっていくということです。

・・・さんは家族にも応援者があり、・・・も良き理解者であり、地域の人も農地を貸してあげるといって、非常に幸運な方だと思いました。農地も近くにまとまっているので、効率的な作業ができると思います。上手く生産できるようになれば、規模も拡大したいし、6次産業化も考えているということでした。

新規就農者には、まず地域に溶け込む努力をしてほしい、農業は一人ではできないよということ、地域の・・・さんも近くに住んでおられるので、その方を紹介したり、周りの人の協力や支援が得られるように、草刈りなど積極的にやって理解者を作っていってほしいとの助言をいたしました。

誠実な方で、やる気もありますので、見守って応援したいなと思っています。

大豆、小麦で5反ほど作るとあるのと、自然農法で作りたいので、ちょっと心配するところもあるのですが、誠実に前向きに考えておられるので、見守って応援したい

など思っています。

以上です。ご審議よろしく申し上げます。

◆会長（谷河 績） ありがとうございます。  
した。

議案第6号について説明が終わりましたが、この議案について、何かご意見、ご質問ございませんか。

「異議なし、との声。」

ご意見、ご質問がないようでございますので、議案第6号は可決と決定しました。

議案第7号 賃貸借契約登録台帳の抹消願について、提案いたします。

◆清瀧副課長 番外、説明します。

本件は農地賃貸借契約等登録台帳の適正管理に伴う事務手続きの特例措置に関する要綱に基づく案件で本人より申請のあったもので、小作人は独身で小作地を耕作していたが、昭和・・・年頃より老衰で寝込むようになり、・・・年頃に見知らぬ人に土地を返すと言いおいて連絡先も知らされず引き取られ、それ以降は地主が土地を管理しています。

解約手続きをしようにも連絡先も見つからないため本申請に至ったもので、・・・の・・・と・・・の・・・の確認書も添付されております。

なお、3月23日に吉川委員、高倉推進委員と事務局で現地にて聞き取り調査を行いましたところ、年数は判らないが昭和のころに小作人が転居し、その後地主が管理しているとのことでした。以上です。

◆会長（谷河 績） 議案第7号について、説明が終わりましたが、この議案について、何かご意見、ご質問ございませんか。

◆9番（藤井幹雄） 小作人の方は亡くなっているのでしょうか。

◆清瀧副課長 番外、おそらく年齢的には亡くなっているであろうと。そもそもこの人はどこの誰かわからない状態で、地主としては打つ手がない。

◆9番（藤井幹雄） 行政だったら戸籍とかでわからないのかと思って。

◆清瀧副課長 番外、念のために同姓同名を調べましたが、この区域ではありませんでした。

◆会長（谷河 績） 他にございませんか。ないようですので、議案第7号は可決と決定しました。

◆田村局長 続きまして、事務局から6点、報告がございますので、報告させていただきます。まず、農業委員会の概要（冊子）について

◆中川班長 平成30年版農業委員会の概要ができました。机上に配付していますので、資料としてご参照いただければと思います。

◆田村局長 続いて、事務局職員名簿、単位事務について

◆中川班長 農業委員会事務局職員名簿と担当者の単位事務を配付しています。

平成30年4月1日付けの人事異動により配置換えがありましたのでご確認しておいて下さい。

◆田村局長 農業委員会会議等スケジュールについて

◆中川班長 先月、お配りした日程に不具合などありましたので、改めて配付しましたのでご確認下さい。

◆田村局長 委員のメールアドレスについて

◆中川班長 机上に農業委員会のメールアドレスを配付しています。簡易的に急ぎお

知らせしたい場合に、メールにてご連絡させていただきたいので、対応可能な方は、携帯電話などから、自分の名前をタイトルにして空メールを送付して下さい。

◆田村局長 農政情報について

◆中川班長 和歌山県農業会議から農政情報の送付がありましたので、配付しています。ご参照下さい。

◆田村局長 有功・直川地区の農地利用最適化推進委員の募集状況について

◆中川班長 第3地区、有功・直川地区の推進委員については、3月5日から4月13日まで募集を行っております。

現在、・・・の・・・氏・・・歳、・・・の・・・氏・・・歳、・・・の・・・氏・・・歳の3名が申込されています。

今後は、募集締め切り後、今月下旬に会長、副会長、辻本委員に選考していただき、次の総会で決定する予定です。

◆田村局長 報告については以上でございます。

◆会長（谷河 績） その他、何かございませんか。

「なし、との声。」

それでは、ご質問がないようございませぬので第10回総会を閉会いたします。長時間ありがとうございました。

14時35分 閉会

和歌山市農業委員会会長

和歌山市農業委員会委員

和歌山市農業委員会委員